

キャッシュカード規定

1. (カードの利用)

普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）について発行したキャッシュカードおよび貯蓄預金について発行した貯蓄預金カード（以下、「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- ① 当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下、「預入提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「預金機」といいます。）を使用して普通預金または貯蓄預金（以下、「預金」といいます。）に預け入れをする場合
- ② 当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下、「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合
- ③ 当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下、「振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込みを行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込みの依頼をする場合
- ④ その他当金庫所定の取引をする場合

2. (預金機による預金の預け入れ)

- (1) 預金機を使用して預金に預け入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカード（またはカードと通帳）を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預け入れは、預金機の機種により当金庫または預入提携先所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの預け入れは、当金庫または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。
この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。
なお、1日あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項の規定にかかわらず、当金庫および支払提携先の支払機による1日あたりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (4) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と「キャッシュカード・ビジネスカード共通規定」第2条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払い戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

4. (代理人による預金の預け入れ・払戻しおよび振込み)

- (1) 代理人（本人と生計をともにする親族1名に限ります。）による預金の預け入れ・払戻しおよび振込みの依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証番号を届け出てください。
この場合、当金庫は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込みの依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人のカード利用についても、この規定を適用します。

5. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、ローンカード規定および振込規定により取り扱います。

なお、カード振込提携先の振込機を使用した場合には、当金庫所定の振込規定にかえてカード振込提携先の定めにより取り扱います。

この他は、「キャッシュカード・ビジネスカード共通規定」各条項によります。

以上